

石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース（補遺）〔その1〕

白 峰 旬

【要 旨】

『史学論叢』46号（別府大学史学研究会、2016年）に発表した拙稿「豊臣公儀としての石田・毛利連合政権」において、「石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース」を表1として提示した。本稿は、その補遺として、毛利輝元が発給した書状を中心として収録し、それ以外に、石田・毛利連合政権の政権担当者以外の発給書状も広く集めて収録した。

さらに、本稿の「緒言」では、大阪城天守閣所蔵「(慶長四年) 閏三月九日付大谷吉継書状」について、若干の考察をおこなった。

【キーワード】

豊臣公儀、石田・毛利連合政権、毛利輝元、毛利三代実録考証、萩藩閥閥録

緒 言

筆者が3年前（2016年）に発表した論文である拙稿「豊臣公儀としての石田・毛利連合政権」⁽¹⁾において、「石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース」を表1として提示した。

その後、関係書状をさらに追加できたので作表したものを、本稿では「石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース（補遺）」として提示する。

本稿「石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース（補遺）」では、毛利輝元が発給した書状（『萩藩閥閥録』、『山口県史』史料編・近世1下〔「毛利三代実録考証」〕、など）を中心として収録し、それ以外に、石田・毛利連合政権の政権担当者以外の発給書状も広く集めて収録した。

なお、本稿「石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース（補遺）」には収録しなかったが、関ヶ原の戦いへの伏線として、慶長4年（1599）閏3月におきた豊臣系諸将による石田三成に対する訴訟騒動（これまでの通説では「豊臣七将襲撃事件」とされてきたが、これは歴史的事実とは考えられない⁽²⁾）に関する新しい史料（大阪城天守閣所蔵「(慶長四年) 閏三月九日付大谷吉継書状」）が、2018年3月発行の『大阪城天守閣紀要』42号⁽³⁾に紹介・掲載されたので、以下に引用して若干の考察を加えたい。

「(慶長四年) 閏三月九日付大谷吉継書状」(大阪城天守閣所蔵)

以上

a 昨日者度々御使、忝存知候、 b 今度者様々之御苦勞故、無異儀相濟申候て天下御静謐、
上下之大慶不過之御事候、去とてハ c 御尤之御愛共、併御心尽之段、可申上様無御座候、
d 最以參上申上度候へ共、御存知之躰候条、無其儀候、 e 何も面上之節、相積儀可得御意候、
恐惶謹言 (下線引用者)

閏三月九日

吉継 (黒印)

※この書状の宛所は欠損している。

この書状について、前掲『大阪城天守閣紀要』42号の解説(宮本裕次氏が執筆)をまとめると、(A)この書状は、「閏三月九日」という日付から慶長4年と断定できる、(B)慶長4年閏3月の武断派諸将による石田三成襲撃事件について、その收拾の主導権を握った徳川家康(五大老筆頭)とは、この時点では大谷吉継は関係が良好であった、(C)この書状では「このたびは種々ご苦勞なされたことにより問題なく解決し、天下ははずまり、上下の喜びはこれに過ぎることがありません。まったく道理にかなった仲裁、それにしてもそのお心づくしは申し上げようもありません」と家康の裁定を支持し、最大級の賛辞を贈っている、(D)この書状のあて名は失われているものの家康本人もしくは彼の側近とみて誤りないだろう、(E)吉継は「すぐに参上して感謝を述べたいところですが、ご存知の通りの体なのでできません」と述べているが、これは彼が当時他人との対面をためらうような病気にかかっていたためである、と指摘されている。

こうした指摘の検討については後述するが、まずはこの書状の内容について、以下に私見を述べたい。

下線 a からは、昨日(=閏3月8日)には、この書状の宛所にあたる人物からたびたび使者が大谷吉継のところへ来たことがわかる。

下線 b は、この度のさまざまな「御苦勞」のため(問題が)「異儀」なく済んだので、「天下御静謐」になり「上下之大慶」はこれに過ぎることはない、としている。

下線 c は、(この問題に関して)道理にかなった調停(仲裁)であったが、(この書状の宛所にあたる人物の)御心勞については申し上げようもない、としている。

下線 d は、(大谷吉継がこの書状の宛所にあたる人物のところへ)参上して(思っていることを)申し上げたいが、ご存知の状態なのでそれはできない、としている。

下線 e は、(後日、大谷吉継がこの書状の宛所にあたる人物と)お会いした時に、積る話をして御意を得たい、としている。この場合、積る話をする、という意味からすると、今すぐ(この書状の宛所にあたる人物と)会うのではなく、一定の時間(期間)を置いたのちに会いたい、としていることになる。

前掲『大阪城天守閣紀要』42号の解説では、上記(C)では下線 b、c について「家康の裁定を支持し、最大級の賛辞を贈っている」としているが、この豊臣系諸将による石田三成に対する訴訟騒動(これまでの通説では「豊臣七將襲撃事件」)の仲裁を家康がおこなったことを記している一次史料はない⁽⁴⁾。

さらに、前掲『大阪城天守閣紀要』42号の解説では、上記(C)では下線 c の「御心尽」について、「そのお心づくし」として近現代の意味と同じにとらえているが、後述するように、下線 c における「御心尽」の当時の意味は近現代における意味とは異なるので、この書状の内容は、この問題の仲裁について礼を述べている内容ではない。

また、下線 e は、家康に対しての書状の文面であれば、書札礼として少し薄礼であるように

思える。下線 e は、大谷吉継が親しい同輩に対して書いている文面のように思われる。

『言経卿記』慶長四年閏三月八日条⁽⁵⁾には、「伏見雑説」が「大閤政所」(＝北政所)の「御アツカイ」(＝仲裁)により「無事」になった、と記されている。

よって、この問題の仲裁について、大谷吉継が礼を述べる内容であれば、宛所は北政所であることになる。しかし、後述するように、下線 c における「御心尽」の当時の意味は近現代における意味とは異なるので、この書状の内容は、この問題の仲裁について礼を述べている内容ではない。よって、前掲『大阪城天守閣紀要』42号の解説について、上記(C)の「家康の裁定を支持し、最大級の賛辞を贈っている」という解釈には再検討が必要である。

しかも、北政所による仲裁は、上述した『言経卿記』慶長四年閏三月八日条の記載からすると、閏三月八日の時点で終わっているのが、宛所が北政所であったならば、この大谷吉継書状の日付は閏三月八日付になるはずであろう。また、下線 e は、北政所に対しての書状の文面であれば、書札礼として少し薄礼であるように思える。

このように、この大谷吉継書状の宛所として想定できる可能性がある徳川家康と北政所を、上述した理由で宛所の想定から除外すると、宛所として可能性が高い人物はだれになるだろうか。

私見では、この大谷吉継書状の宛所は、この問題(豊臣系諸将による石田三成に対する訴訟騒動)の当事者である石田三成であると考えている。

大谷吉継書状の宛所が石田三成であると考定したうえで、あらためて書状の内容を検討すると、①下線 a は、大谷吉継に対して1日のうちでたびたび使者を遣わすことができる親密な関係にあったことを示している(この条件に石田三成は合致する。この問題に関する周旋の依頼、或いは、相談のための使者派遣であろう)、②下線 b における「御苦労」は問題の当事者である石田三成の苦労(心労)を指し、その慰労をしている、③下線 b における「天下御静謐、上下之大慶不過之御事候」というのは、石田三成の処分が佐和山隠居という程度の処分で済んだことを喜んで「天下御静謐、上下之大慶」と記している、④下線 c は、道理にかなった調停(仲裁)であったが、石田三成の御心労については申し上げるべきこともない、と慰労している、⑤下線 d における「御存知之躰」というのは、石田三成の佐和山隠居が決定したことを指しているため、そのために大谷吉継は行きたいのだが石田三成のもとへ参上できない、としている、⑥下線 e は、(後日)石田三成と会った時に積る話をしたい、としている、などの点が指摘できる。

上記④については、下線 c の「御心尽」の意味の解釈がポイントである。『日本国語大辞典(第二版)』⁽⁶⁾には「心尽(こころづくし)」について「(1)物思いの限りを尽くすこと。いろいろと気をもむこと。心労。」と「(2)相手のために心をこめてすること。また、そうする気持。」という2つの意味が掲載されている。

このうち(2)の意味は、近現代において使用する意味であり、その用例も、幸田露伴『不安』(1900)、森鷗外『阿部一族』(1913)、島崎藤村『夜明け前』(1932～35)のように近代の文学作品から用例が引用されている。

それに対して、(1)の意味の用例は、『古今和歌集』(905～914)、『大和物語』(947～957頃)、『源氏物語』(1001～14頃)、『増鏡』(1368～76頃)、『日葡辞書』(1603～04)などであり、前近代における意味である⁽⁷⁾。

また、『日葡辞書』⁽⁸⁾では「ココロツクシ(心尽し)」の意味として「心配、心を悩まし苦しめること、などの意」としているため、『日葡辞書』が刊行された慶長8年(1603)当時は、前掲『日本国語大辞典(第二版)』における(1)の意味しかなかったことがわかる。

よって、下線 c の「御心尽」の意味は「御心労」という意味が正しいのであり、下線 c は、この問題の当事者である石田三成の心労を慰労している、というのが正しい解釈になる。つまり、

下線cの「御心尽」は、下線bの「御苦勞」と同じ意味であり、同じ人物(=宛所の人物=石田三成)に対して同じことを述べて慰勞している、ということになる。

このように、下線cにおける「御心尽」の解釈から、この大谷吉継書状が、この問題を仲裁した人物に対しての札状でないことは明白である。

上記⑤について、前掲『大阪城天守閣紀要』42号の解説では、「吉継は「すぐに参上して感謝を述べたいところですが、ご存知の通りの体なのでできません」と述べているが、これは彼が当時他人との対面をためらうような病気にかかっていたためである(下線引用者)と指摘されている。

この指摘は、下線dにおける「御存知之躰」の「躰」を「からだ」と解釈して、大谷吉継の健康状態の不調(=病気)と理解しているため、こうした解釈になるのである。しかし、この解釈では、下線eの「何も面上之節、相積儀可得御意候」(=会った時に積る話をしたい)という記載内容と矛盾することになってしまう。

よって、下線dにおける「御存知之躰」の「躰」は「てい」(=様子)と解釈して、「(石田三成が)御存知の状況なので」と理解すべきである。このことは、具体的には、石田三成の佐和山隠居が決定したので(石田三成が佐和山へ行ったのは閏3月10日なので、この書状の日付である閏3月9日の時点では、まだ三成は佐和山へ行っていない)、そういう状況では、大谷吉継が三成に会いたくてもすぐには会えない、と述べているのである。

ちなみに、閏3月8日に北野天満宮の祠官・松梅院禅昌は伏見へ行き、各大名衆を見舞った際に、大谷吉継のところへも行き、そこで各(大名衆)は「御無事」である様子を聞いているので⁽⁹⁾、翌日の閏3月9日の時点でも大谷吉継は伏見に所在していたと考えられる。とすれば、下線dにあるように、大谷吉継が石田三成のところへ参上できる距離にいたという点を勘案すると、閏3月9日の時点では石田三成も伏見にいたと考えられる。

上記⑤と上記⑥は一見すると、内容的に矛盾しているように見えるが、上記⑤は上述したように、今すぐには会えない、という意味であり、上記⑥は、一定の期間を経て後日、石田三成と会った時に積る話をしたい、という意味に理解すべきであろう。そのように理解すれば、上記⑤と上記⑥は、内容的に矛盾していないことになる。

そして、上記⑥の解釈に立てば、石田三成の佐和山隠居は一時的な謹慎であって、将来的には政治的復権の余地を十分残したものと、大谷吉継は理解していたことになる。

上述したように、この大谷吉継書状の宛所は欠損している。この書状の写真⁽¹⁰⁾を見ると、宛所が記されている箇所を書状の上から下まで直線状(縦方向)に切断したように見える。

このように宛所の部分が切断された理由を推測すると、江戸時代の徳川幕府の治政下、石田三成は関ヶ原の戦いで神君家康に敵対した張本人と認識され忌避された結果、江戸時代、この書状の所蔵者(具体的にだれが所蔵していたのかは不明)が所蔵しているうえで都合が悪くなったため、この書状の宛所の箇所のみを切断して所蔵していた、と推測することは可能であろう⁽¹¹⁾。

[註]

- (1) 『史学論叢』46号(別府大学史学研究会、2016年)。
- (2) 拙稿「豊臣七将襲撃事件(慶長4年閏3月)は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」であるーフィクションとしての豊臣七将襲撃事件ー」(『史学論叢』48号、別府大学史学研究会、2018年)。
- (3) 『大阪城天守閣紀要』42号(大阪城天守閣、2018年)。同紀要の5頁に書状の写真が掲載され、

13～14頁に活字翻刻と解説がされている。この解説によれば、この大谷吉継書状は「テーマ展 乱世からの手紙 ー大阪城天守閣収蔵文書選ー」(平成26年3月21日～5月6日に開催)、「大坂の陣400年記念特別展 豊臣と徳川」(平成27年3月21日～5月10日に開催)、「大坂城・上田城友好城郭提携10周年記念特別展 真田幸村の生涯を彩った人たち」(平成28年10月8日～11月27日に開催)において公開され、同展図録においても解説がされているので参照されたい、としている。なお、『大阪城天守閣紀要』42号は発行時に大阪城天守閣から筆者(白峰)へ御恵送いただいた。記して感謝する次第である。

- (4) 前掲・拙稿「豊臣七将襲撃事件(慶長4年閏3月)は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」であるーフィクションとしての豊臣七将襲撃事件ー」。
- (5) 『言経卿記』9〈大日本古記録〉(東京大学史料編纂所編纂、岩波書店発行、1975年、191頁)。
- (6) 『日本国語大辞典(第二版)』5巻(小学館、2001年、694頁)。
- (7) 大野晋・佐竹昭広・前田金五郎編『岩波古語辞典(机上版)』(岩波書店、1982年、480頁)には「心尽し(こころづくし)」の意味について「(物思いに)心をすり減らすこと。心労すること。」としており、前掲『日本国語大辞典(第二版)』における(2)の意味は記されていない。このように古語としての「心尽」には、近現代において使用する意味はないことが明らかである。
- (8) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、1980年、136頁)。
- (9) 『北野社家日記』第5〈史料纂集〉(続群書類従完成会、1973年、慶長四年閏三月八日条、120頁)。
- (10) 前掲『大阪城天守閣紀要』42号(5頁)に掲載されたこの書状の写真。
- (11) この書状の宛所が徳川家康であったとすれば、宛所を切断する理由はなかったはずである。

石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース (補遺)

月 日	発 給 者	宛 所	内 容 (摘要)	史料典拠
(慶長5年5月カ) 15 日	毛利輝元	榎本元吉	<p>この方のことは、詳しく佐世元嘉の方へ申し下したので聞いてほしい。とかく以後は一大事である。「関東存分」になれば(上杉景勝が思うままにすれば、という意味か? 或いは徳川家康が思うままにすれば、という意味か? いずれにせよ上杉討伐が決行されれば、という意味か? と思われる)、いろいろと心配である。それについて安国寺惠瓊は出陣(=家康が上杉討伐のために出陣すること)になるだろう、と述べた。(今年の春(夏の誤記か?)以降、(家康の)考えに任せて(上杉討伐に)帰陣(出陣の誤記か?)すれば、安国寺惠瓊など取次の者共が言うべきことは(もはや)ないだろう、と述べた。(上杉討伐は)秀吉(「大かうさま」などの「つれ」(意味不詳)ではない(=上杉討伐は秀吉の遺言に違反している、という意味か?)、と各自が述べている。(上杉討伐は)さらに無理なことばかりである。各自は(自分が)大事大事とだけ心得て、言うことがない状況である(=上杉討伐に反対と言えない、という意味か?)。我々(=毛利輝元)のことは、(今後は帰国して)中国(地方)にいるつもりである。毛利秀元を「爰元」(=大坂カ)に置くように(と秀頼が?)述べた。そして、九州から「爰元」(=大坂カ)にかけての押さえとして(毛利輝元が今後国許に)いるべきである、とのことである。増田長盛の内意にも、何か? 家康が言うべきこと(=上杉討伐のこと)を指すか? をおこなうべき、ということ(=増田長盛が)述べた。家康は(関東へこれから)下向する予定である。どのようにしても片時も急いで、自分のことを調えることが専一であると思っている。「其元」(具体的な場所は不詳)の城普請は油断なくおこなっている、とのことなので(そのまま普請を続けることが)肝心である。いろいろなことについて、佐世元嘉などの考えは、内々に人に言わずにしておくべきである。(毛利輝元が国許へ)下つてから何事も打ち合わせて</p>	萩藩閣閲録・1 巻-502~503頁

月 日	発 給 者	宛 所	内 容 (摘要)	史料典拠
(慶長5年) 6月14日	毛利輝元	安国寺惠瓊	<p>相談するつもりである。(毛利輝元が下国して)中国(地方)を引き締めて一采<small>ツバ</small>ねにしたい、と思う。今は髪を解き乱しているような状況であるので、家中(の統制が)肝心である。毛利秀就も息災とのことで喜ばしい。</p> <p>※秀吉のことを「大からさま」と記している。この場合、「太」ではなく「大」の字を当てている点に注意すること。</p> <p>※この書状の内容から、上杉討伐直前の豊臣政権内の動向がわかる点は重要である。安国寺惠瓊は上杉討伐が執行されるであろうと予想し、増田長盛は家康の意向に従って、上杉討伐の執行に肯定的であったことがわかる。その一方で、毛利輝元は上杉討伐には否定的であり、上杉討伐に参加せず、これから帰国予定であり、国許の家臣団の引き締めをはかりうとしていたことがわかる。このこと(=家臣団の引き締め)は、今後の日本国内での大規模な有事を想定していたことによるもの、と考えるのははうがち過ぎであろうか。</p> <p>※毛利輝元は、6月上旬に帰国し、その後、7月17日に上坂して大坂城西の丸に入っている(『織豊期主要人物居所集成(第2版)』)。この書状の内容からすると、毛利輝元の帰国前の時期に該当するので、この書状の月日は、6月上旬より前の時期に比定できる。</p> <p>※家康が上杉討伐のために大坂城から出陣するのは6月16日である(『織豊期主要人物居所集成(第2版)』)。この書状の内容からすると、家康はまだ関東への下向前であるので、この書状の月日は、6月16日より前に比定できる。よって、この書状は5月15日に比定できる。</p>	萩藩関聞録・遺漏一199頁 山口県史・近世1 下一14頁
(慶長5年) 6月18日	毛利輝元	益田元祥	<p>この度の関東下り(上杉討伐)を御大儀として労う。めでたく御帰陣を待ちたいと思う。</p> <p>昨日(6月)18日に毛利輝元が厳島へ社参し、夜に入って広島へ着いた。家康は(6月)16日に(上杉討伐のために東国へ)下るのか。「其元」のことは万端緩まないことが肝要である。</p>	山口県史・近世1 下一14頁

月 日	発 給 者	宛 所	内 容 (摘要)	史料典拠
			※毛利輝元は6月18日の時点で国許にいたことがわかる。 ※毛利輝元が家康の大坂からの出陣(上杉討伐)の日程について注目していたことがわかる。	
(慶長5年) 6月19日	毛利輝元	益田元祥・堅田元慶・福原広俊	家康は早くも(上杉討伐のために東国へ)下ったのか。留守番の衆によく尋ねて申し越すように指示。安国寺惠瓊は(上杉討伐のために)いつ頃出陣するのか申し越すように指示。	山口県史・近世1下-15頁
(慶長5年) 6月20日	毛利輝元	益田元祥・福原広俊・堅田元慶	家康は早くも(上杉討伐のために大坂から)出陣したのか。早々に申し越すように指示。	山口県史・近世1下-16頁
(慶長5年) 6月28日	毛利輝元	福原広俊・堅田元慶	去る(6月)24日の書状が昨日(6月)27日の晩に到来して披見した。家康へ飛脚を差し下げた。こちらからも書状を調べて、一両日以前に差し上げた。増田長盛そのほか奉行衆へもやがて書状を調べて指し上げる(予定である)。彦三郎の組の中間共のことは「其元」に置くことを聞き届けた。しかし、長柄の者30人には右の者の内を差し下すように指示。弓・鉄炮の衆は来る(7月)2日・3日に安国寺惠瓊の内の者が上るので、同日に差し上げるように指示。人夫のことも右の通りに申し付けた。吉川広家の出陣のことも来る(7月)4日・5日の頃は必定である。	山口県史・近世1下-17頁
(慶長5年) 6月28日	毛利輝元	益田元祥・福原広俊・堅田元慶	御城(大坂城のことか?)と政所様(北政所)へ七夕の御祝儀を申し上げる。秀頼様と御ふくろ様(淀殿)へは益田元祥が持参して増田長盛へ(御祝儀を)申し上げる予定である。	山口県史・近世1下-20頁
(慶長5年) 6月29日	毛利輝元	福原広俊・堅田元慶・益田元祥	安国寺惠瓊への人足100人のことは、当座の諸所で調達するので佐世元嘉の方より申し付けるように指示。	山口県史・近世1下-18頁
(慶長5年) 7月9日	寺沢正成(寺沢広高)	島津忠恒	「ばはん」(＝海賊行為)のことは先年より御法度である。去る春にも御奉行衆・御年寄衆の触状が出た。そちらに着いた唐舟を改めて様子を言上するように指示。この地(上方か?)において、島津義弘へもこの旨を申し入れた。 ※7月9日の時点では、まだ上方において政情不安(騒乱)は	島津家文書5-1944号

月 日	発 給 者	宛 所	内 容 (摘要)	史料典拠
慶長5年7月10日	長東正家・増田長盛・前田玄以	溝江長晴	<p>ないということがわかる。それともこの文書の年次比定を再検討すべきか？</p> <p>※7月9日の時点で、島津義弘は上方にいたこと、島津忠恒は国許にいたことがわかる。</p> <p>米24石3升、大豆2石6斗7升の合計26石7斗を、溝江長晴の御普請人数(大坂城普請カ)60人の5月朔日より7月晦日までの日数89日分の扶持方として給与することを伝える。</p> <p>※この連署状については、拙稿「豊臣公儀としての石田・毛利連合政権」(『史学論叢』46号、2016年)における表1「石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース」に既出であるが、史料典拠を追加した、という意味で、この表にも収録した。</p> <p>※この連署状は三奉行が出しているもので、この御普請(大坂城普請カ)は公儀普請ということになる。</p>	新修大阪市史、史料編5巻—282頁
(慶長5年)7月13日	益田元祥・熊谷元直・宍戸元次	榊原康政・本多正信・永井直勝	<p>この度、安国寺惠瓊が(上杉討伐のため)出陣について、江州まで出たところ、石田三成・大谷吉継とどのように見及んだのであろうか、(出陣せずに)大坂へ帰って、そのうえ、毛利輝元が知っていて(或いは、毛利輝元の考えにより)(大坂へ)呼び戻された)ように申し回り(このことは)どうにもならない次第である。このことについては、毛利輝元は、決して知らなかった、と思う。おのおのにおいても不審千万である。このことを(そちらが)聞き届けたならば、きつと釈明するつもりであるが、(国許の)広島より申し入れては遅れるので、まず御分別のために、御方々様まで、留守居の者共として、前後の事情を飛脚により申し入れるものである。追々、「爰許」の様子は、(国許の)広島へ申し遣わすので、(毛利輝元は)意外なゆきに驚ろかれるであらう。</p>	山口県史・近世1下—25頁 吉川家文書2—911号
(慶長5年)7月14日	吉川広家	榊原康政	<p>去る(7月)4日(5日カ)に雲州(出雲国)を出て、一昨日(7月12日)播州(播磨国)明石に着いたところ、安国寺惠瓊が江州(近江国)において、石田三成と大谷吉継を見て</p>	山口県史・近世1下—26頁 吉川家文書2—912号 徳川家康文書の研究・中巻

月 日	発 給 者	宛 所	内 容 (摘要)	史料典拠
慶長5年7月15日	長東正家・増田長盛・ 前田玄以	記載なし	<p>子細があったのか、大坂へ帰って吉川広家に対しても控えるように言われたので、昨日(7月13日)(大坂に?)着いた。そして、石田三成と大谷吉継による企てを聞いて大変驚いた。特に、安国寺恵瓊が毛利輝元から(大坂へ)呼び返されたように申し回っていることは、どうにもならない次第である。毛利輝元は前後(の事情を)知らなかったであらうと不審に思えばかりである。「爰元」(大坂カ)の様子は留守居の者共が(上方での状況を)広島に申し遣わしているため、やがて(その返事が)到来するので、追々申し上げる予定である。 ※この文書の冒頭の「去四日」は、吉川家文書2-912号では「去五日」になっている。吉川家文書2-912号は「吉川広家自筆書状」なので、吉川家文書2-912号の「去五日」の方が正しいと思われる。 ※この文書には「播州明石一昨日上着」としているが、吉川家文書2-912号には「一昨日」の文言はない。 ※この吉川広家書状に記されているように、毛利輝元が本場に挙兵の事情を知らなかったかどうかはよく検討する必要がある。毛利家存続のため、吉川広家が毛利輝元をかばっている可能性もある。この吉川広家書状では、毛利輝元は挙兵には直接かかわっていないように記されているが、本当にそうなのかどうか検討する必要がある。</p>	—567頁
慶長5年7月15日	長東正家・増田長盛・ 前田玄以	記載なし	<p>大坂城下の惣構内の橋や口などにおいて、それぞれ手前前手に番所を立て、番衆を置いて(大名の)妻子などが出ることを禁止するように指示。ただし、往還は滞りなく通すように指示。 ※「大坂惣構口々番手」として24箇所の場所名と番手の大名名が一つ書で記されている。</p>	<p>当代記—74～75頁 新修大阪市史、史料編5巻 —337～338頁</p>
慶長5年7月15日	益田元祥・熊谷元直・ 宍戸元次・吉川広家	記載なし	<p>この度、(関)東へ申し遣わしたことについて、4人が申し合わせて、他言しないことを誓う。 ※文末は「仍起請如件」と記されている。</p>	<p>萩藩関関録・1巻—95頁 山口県史・近世1下—30頁</p>

月 日	発 給 者	宛 所	内 容 (摘要)	史料典拠
(慶長5年) 7月16日	蜂須賀家政	堅田元慶	<p>この度の石田三成・大谷吉継の逆意については、やむを得ないと思う(或いは、当然であると思う)。それについて、(毛利)輝元様も御同意のように「愛元」(大坂カ)では言っており、不安に思っている。もし、事実であれば、そうであっても世間の批判(を毛利輝元が受けること)は、不都合であると思う。もちろん、近年、家康(「内府」)は御届のないこと(「無御届儀共」)などがあったが、秀頼公に対して、あまりに「相違之題目」であり、拙者(＝蜂須賀家政)は承知できない。そうであるならば、御覚悟をもって「天下之乱」がおこるであらうことは、嘆かわしいことであり、御分別をすゝめるのに過ぎることはない。この旨の(毛利輝元への)御披露を(頼む)。なお、両人(＝石田三成・大谷吉継)に(毛利輝元が)御同意したということは、初めは雑説(＝雑多なうわさ)であると思ひ、事実に思ひ(と思っていた)ところ、安国寺惠瓊より聞いたことでは、この度、(上杉討伐のために出陣した)東国への御人数を差し止める旨、(秀頼の)仰せを受けた、とのことで、それについて全く驚いている。</p> <p>※この時点(7月16日)で、蜂須賀家政が「天下之乱」を予見していることは注意される。</p> <p>※この時点(7月16日)で、石田三成・大谷吉継の逆意と示している点に注意すること。つまり、反家康決起の当初の主謀者は石田三成と大谷吉継であったことを示している。</p> <p>※この時点(7月16日)で、毛利輝元が石田三成・大谷吉継に同調している点に注意すること。</p> <p>※この時点(7月16日)で、秀頼が東国への御人数を差し止める旨を命じたことは、家康を政治的に見放した(或いは、家康の上杉討伐を認めない立場にかわった[になった])ことを示すものと考えられる。つまり、この時点(7月16日)で、家康は秀頼と決定的に対立する立場になったことになる。</p>	山口県史・近世1 下-32～33頁 毛利家文書3-1019号

※以下、『別府大学大学院紀要』21号(別府大学、2019年)に続く。